

# 本宮市立和田小学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめが、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

### (いじめの禁止)

児童は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

### (学校及び教職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、児童の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

## II いじめ防止対策の基本となる事項

### 1 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「**いじめゼロが和田っ子の常識**」をいじめ防止のスローガンに掲げ、児童・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努めるものとする。
- (2) 学級・学年・委員会活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、児童一人ひとりの自己有用感・自己存在感の涵養に努めるものとする。
- (3) 児童の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るものとする。
- (4) いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じるとともに、特にインターネットを通じて行われるいじめ及び重大事案に対する対策については別に項目を設けるものとする。

### 2 いじめに対する基本的な対策

#### (1) 予防に関すること

- i) 学級・学年・委員会活動等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
- ii) 児童の変化を適切にとらえるために、毎月「学校生活アンケート」を実施するとともに、毎日の「連絡帳」の有効活用を図るものとする。
- iii) 特に教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から児童との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、すみやかにいじめ対応チームを開催し、その情報を管理職及び全学年で共有するものとする。
- iv) 児童相互及び児童と教職員のコミュニケーションの確立を図る。
- v) 保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- vi) 教育相談活動の充実を図る。

## (2) 対応に関すること

- i) いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図ること。
- ii) 常に被害者の立場に立った対応を心がけること。
- iii) 学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。
- iv) 対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応すること。

段 階	留 意 点
事実把握	○正確で偏りのない事実調査 ○全体像の把握 ○管理職へのすみやかな情報伝達
方針決定	○ねらいの明確化 ○指導役割の分担 ○全職員の共通理解
指導支援	○被害者の心情理解 ○原因の把握 ○加害者の反省 ○被害者と加害者の融和
継続支援	○正確な経過観察 ○再発防止 ○当事者、保護者への継続支援

## (3) 相談に関すること

- i) 児童及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ii) 教育相談活動の充実を図る。
  - ・教育相談(児童と教師)、個別懇談(保護者と教師)の定期開催
  - ・チャンス相談の効果的実施
- iii) SC及びSSWを効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努める。
- iv) 学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、児童及び保護者に外部相談機関を周知する。
  - ・福島いじめSOS
  - ・ダイヤルSOS
  - ・いじめ110番

## (4) 連携に関すること

- i) 教育相談、PTA活動などあらゆる機会を利用して、保護者との連携を十分に図るものとする。
- ii) もとみやスクールeネット、学校だより、学級だより等を通じた適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深めるものとする。
- iii) 本宮市生徒指導委員会・学校警察連絡協議会により、関係機関との連携を十分に深めておくものとする。

## (5) 組織に関すること

- i) 本基本方針の履行に中心的役割を担ういじめ対応チームを設置し、メンバーを校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任とする。

(事案の内容により、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが加わる。)

ii)いじめ対応チームの主な活動は以下のとおりである。

○学校生活アンケート(「いじめ実態調査」アンケート)の実施

○教職員のいじめに関する研修の立案・実施

○その他いじめ防止・早期発見早期対応・解決・再発防止等について必要な事項

#### **(6) 啓発に関すること**

i)年度初めと教育相談時の年2回、いじめ防止の保護者向けリーフレットを全家庭に配付する。

ii)もとみやスクールeネットに、いじめ防止のページを設け、適宜適切な情報を掲載する。

iii)授業参観時などを活用し、保護者への啓発活動に努めるものとする。

iv)いじめ防止の教育については、年間指導計画を作成し全教職員共通理解のもと推進する。

v)いじめに関する事例研究会を開催し、教職員のいじめに対する対応力を高める。

### **3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策**

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

#### **(1) 学校で行われる対策**

i)情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。

ii)携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校内での使用を禁止する。

#### **(2) 家庭に対して行われる対策**

i)児童の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。

ii)掲示板等への書き込み等については、校外(家庭等)で行われることが多いことから、学年初めのPTA総会時に保護者への啓発活動を行う。

#### **(3) 発生時の対応について**

i)教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現況の回復がなされるよう努める。

ii)被害児童・保護者への支援及び加害児童・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

### **4 重大事案への対応について**

児童の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

(1) すみやかに本宮市教育委員会に事案発生 of 報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

(2) 被害児童について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害児童の今後について教育委員会と協議する。

(3) 加害児童について、改善がのぞめず被害児童の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害児童の今後について教育委員会と協議する。

# 和田小学校いじめ予防・対応チームマニュアル

本宮市立和田小学校

## 1 いじめ予防のための日常指導

- 教師は「いじめは人間として絶対許されない」という毅然とした指導を児童に対して行う。
- 道徳や人権教育を充実させ、体験活動や読書活動等の推進により、児童の社会性を育み、いじめに向かわない態度や能力を養う。
- 教育活動全体を通し、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じとることができる機会をすべての児童に提供し、自己有用感が高められるようにする。
- 教師と児童、児童同士の信頼関係の構築に努める。
- Q Uテストで学級の状態を把握して、問題点に効果的に対処したり、各月毎の生活アンケートなどから、児童同士の人間関係の問題点を把握し早期に手当をする。
- 教師は、日常観察から人間関係の問題が見える児童に声をかけ悩みを聞いたり、児童からの教育相談にいつでも応じられるようにする。

## 2 いじめの実態把握の手段

- (1) 授業中、休み時間などの児童の同士の人間関係の観察。
- (2) 日記や保護者からの訴えからいじめの実態をつかむ。
- (3) 定期・不定期の生活アンケート、Q Uテスト等から実態をつかむ。
- (4) 学級の児童、他の保護者からの情報

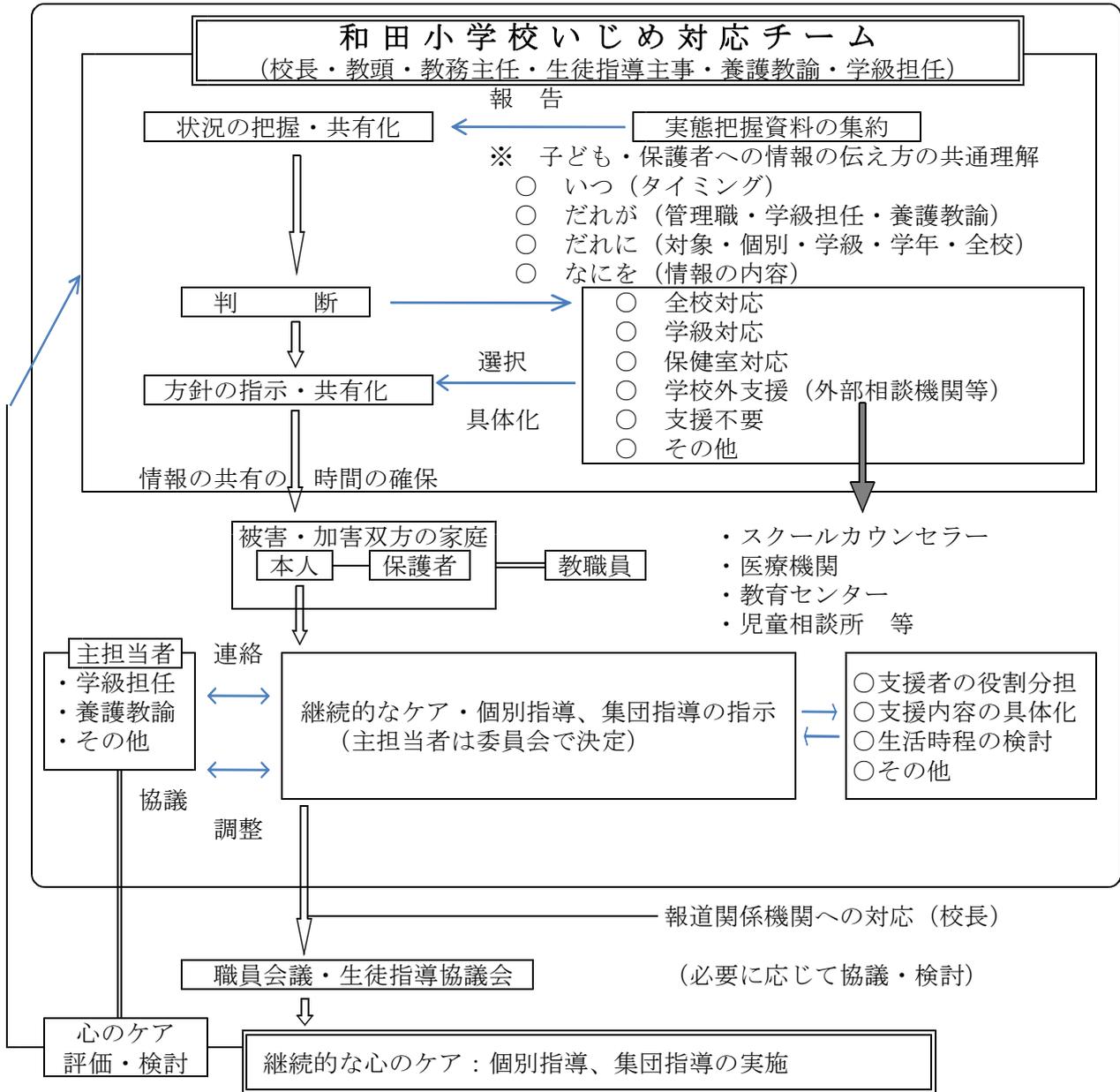
## 3 いじめを認知したときの対応

- (1) 事実の確認  
まず、いじめの情報を提供した人から、担任が詳しく話を聞く。  
次に、いじめられている児童（被害児童）から、話を聞く。
- (2) 報告  
担任は、生徒指導主事、管理職へ事実を報告する。
- (3) 「和田小学校いじめ対応チーム」の立ち上げといじめへの対応  
「いじめ対応チーム」は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学級担任からなる。管理職が中心となって組織対応していく。
  - ① 校長の指示の下に被害児童、加害児童に担任と養護教諭、教務など2人体制で事実関係を聞く。被害児童には、受容的に話を聞き、「学校はあなたを守り通す」というメッセージを伝える。加害児童についてもやはり受容的な態度で話を聞く。  
⇒ 校長、市教育委員会にいじめの事実報告
  - ② 詳しい事実関係の情報をもとに「いじめ対応チーム」として今後の指導の方針と役割分担を決める。
  - ③ その日の内に担任と教頭か校長が被害児童と加害児童の家庭を訪ね事実関係と今後の指導について、説明してくる。
  - ④ 被害児童の見守りは、担任と養護教諭、教頭、教務などがしていく。加害児童への指導は担任、児童指導主事、教頭などがしていく。
  - ⑤ 周囲の児童、各学級の児童への指導は、各担任が行う。
  - ⑥ 全校児童への指導は、全校集会などで校長が行う。
  - ⑦ 担任は、経過を観察し随時、生徒指導主事、校長に情報をあげていく。  
⇒ 校長、市教育委員会へいじめの経過報告
  - ⑧ 数日後、いじめがどのように解決に向かっているか、担任は、被害児童、加害児童の家庭へ報告する。  
⇒ 校長、市教育委員会へいじめの解決を報告

## 4 事後対応

- 生徒指導全体会で、早期発見、当該児童への対応、家庭との連携、組織的な対応について反省し今後に生かす。内容を全職員共通理解する。

5 和田小学校いじめ対応チーム



## 6 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査(アンケート等の実施計画)	校内研修計画	いじめ防止のための会議	評価計画
4	・和田っ子の一日、あいさつ運動の取り組み ・第1回校内生徒指導協議会 4/3		・校内研修1 未然防止と早期発見 4/3	・第1回いじめ防止対策会議 4/3	計画・目標の作成と提示
5		・学校生活アンケート			
6	・第2回校内生徒指導協議会 6/20	・学校生活アンケート ・QUテスト		・第2回いじめ防止対策会議 6/20	
7					
8					
9	・第3回校内生徒指導協議会 9/19	・QUテストをもとにした教育相談	・校内研修2 いじめへの対応 9/19		
10		・学校生活アンケート			中間評価 学校評価
11	・第4回校内生徒指導協議会 11/21	・学校生活アンケート		・第3回いじめ防止対策会議 11/21	
12		・学校生活アンケート			
1					
2	・第5回校内生徒指導協議会 2/23	・学校生活アンケート		・第4回いじめ防止対策会議 2/23	年間評価
3					